

報告第18号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

平成29年11月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区阿佐谷南二丁目在住 男性	事故日：平成29年7月26日 場 所：杉並区阿佐谷南二丁目  ・清掃車が電柱に立てかけ止めていた相手方所有の自転車と接触し、倒れた自転車に清掃車が乗り上げ、当該自転車を損傷した。  (環境部)	29,470円
			平成29年9月27日
2	京都市伏見区下鳥羽平塚町所在 法人	事故日：平成29年8月14日 場 所：杉並区久我山四丁目  ・区営久我山四丁目アパート敷地内の樹木が根腐れにより倒木し、路上に駐車中であつた相手方車両を損傷した。  (都市整備部)	556,092円
			平成29年10月10日